

第 48 回中央委員会 特別決議

**「高校無償化」への所得制限を導入する「改正案」の閣議決定に抗議する  
子どもたちに教育の機会均等を保障し、教育費無償化の前進を！**

安倍内閣は、本日、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、改正案）を閣議決定し、第 185 回臨時国会に提出しました。憲法の理念に反し、子どもたちの願いを踏みにじる閣議決定に強い怒りをもって抗議するものです。

通常、予算関連法案は 12 月の予算編成過程を経て翌年の通常国会に提出されるものです。しかし、安倍内閣は、父母・国民の願いで実現した「高校無償化」をできるだけ早く「改正」し、2014 年 4 月から実施しようとして臨時国会に提出しました。子どもたちの教育条件をよくするためではなく、政治的な思惑で「改正」をすすめようとしていることは決して許されるものではありません。

「高校無償化」への所得制限導入については、多くの地方自治体や教育委員会が懸念を表明するとともに、全国知事会が「来年 4 月からの新制度実施には問題がある」と文科省に申し入れをおこなうなど、反対や先送りを求める声は強くなっています。

「改正案」は、現行制度に所得制限を導入し、公立・私立ともに全額国費による就学支援金制度に一本化しようとするものです。所得制限の基準額は保護者等の年収 910 万円を予定し、政令で措置すると「改正案」に記しています。これにより、同じ教室の中に就学支援金が支給される生徒とそうでない生徒がつくり出され、子どもたちが不平等さや経済的な格差を感じるようになります。一部改正としながら、「改正案」では法律の名称さえ変え、現行制度の理念を変質させるものになっています。「高校無償化」は、子どもたちの学びを社会全体で支える趣旨で制度化され、開始から 3 年を経て、すでに国民の間に定着しています。いま必要なことは、誰もがお金の心配なく高校に通えるように、真の「高校無償化」制度をいっそう拡充することです。

全教は、昨日から本日にかけて第 48 回中央委員会を開催し、安倍「教育再生」を許さず、憲法を守りいかし、子どもたち一人ひとりが大切にされ、子どもの笑顔かがやく参加と共同の学校づくりをすすめ、教職員のくらしといのちを守るために、2013 年度後半の運動方針を確立しました。父母・国民をはじめ広範な人々と力を合わせて「改正案」の廃案をめざし、これまで前進してきた「高校無償化」などの教育費無償化や少人数学級前進などの教育条件整備を後退させることなく、いっそうすすめることを国に求める大運動に奮闘することを決意するものです。

以上、決議します。

2013年10月18日

全日本教職員組合 第 48 回中央委員会